

○大船渡市軽自動車税の減免に関する要綱

平成 15 年4月 18 日告示第 44 号

改正

平成 16 年5月 17 日告示第 49 号

平成 22 年4月1日告示第 62 号

令和5年3月 29 日総務部長決裁

大船渡市軽自動車税の減免に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、大船渡市税条例(昭和 29 年大船渡市条例第 22 号。以下「条例」という。)第 88 条及び第 89 条の規定に基づく軽自動車税の減免の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(公益による減免)

第2 条例第 88 条第 1 項に規定する公益のため直接専用するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事業を営む社会福祉法人が所有又は使用する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)のうち、直接その本来の事業の用に供するもの
- (2) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 108 条の 4 に規定する指定講習機関が所有又は使用する軽自動車等のうち、初心者運転講習等に使用するもの
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか市長が公益のため直接専用すると認めるもの

(身体障害者等に対する減免)

第3 条例第 89 条第 1 項第 1 号に規定する身体障害者等のうち、減免の対象となる障害の区分及び程度は、別表のとおりとする。

- 2 条例第 89 条第 1 項第 1 号に規定する年齢 18 歳未満の基準は、4 月 1 日とする。
- 3 条例第 89 条第 1 項第 1 号に規定する身体障害者等と生計を一にする者が運転するもののうち、市長が必要と認めるものは、当該身体障害者等の障害の区分が別表中生計を一にする者若しくは常時介護する者が運転する場合の欄のいずれかに該当し、かつ、当該身体障害者等の通学、通院等のための使用が継続して月 1 回以上とする。
- 4 条例第 89 条第 1 項第 1 号に規定する身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるものは、当該身体障害者等の障害の区分が別表中生計を一にする者若しくは常時介護する者が運転する場合の欄のいずれかに該当し、かつ、当該身体障害者等の通院等のため継続して週 3 日以上運転しているものとする。

5 条例第 89 条第 1 項第 2 号に規定するその構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものは、次に掲げるものとする。

- (1) 車椅子の昇降装置又は固定装置を装備しているもの
- (2) 浴槽を装備しているもの
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか市長がその構造が専ら身体障害者等の利用に供すると認めるもの

(軽自動車等の提示に代わる書類)

第 4 条例第 89 条第 3 項に規定する軽自動車等の提示に代わると認める書類は、当該軽自動車等が身体障害者等の利用に供するための構造となっていることを証明する自動車検査証、仕様書等とする。

(減免の額等)

第 5 条例第 88 条第 1 項及び第 89 条第 1 項の規定による減免の額は、軽自動車税の全額とする。

2 賦課期日後年の中途において減免すべき事由に該当することとなったとき又は該当しなくなったときは、当該該当することとなった日又は該当しなくなった日の属する年度の翌年度分から減免又は課税するものとする。

3 減免の決定を受けた者との者が軽自動車等を共有する場合には、当該軽自動車等に係る軽自動車税額から当該減免の決定を受けた者の負担部分に対応する税額を控除した額を当該他の者に対して課税するものとする。

(減免の決定)

第 6 市長は、条例第 88 条第 2 項並びに第 89 条第 2 項及び第 3 項の規定による減免の申請書を受理したときは、内容を審査し、減免することを決定したときは軽自動車税減免決定通知書(別記様式)を申請者に交付するものとする。

(補則)

第 7 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第 3 関係)

身体障害者等に係る軽自動車税の減免認定基準表

障害の等級又は障害の程度	身体障害者手帳の交付を受けている者		戦傷病者手帳の交付を受けている者		精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	療育手帳の交付を受けている者
障害の区分	本人が所有及び運	生計を一にする者	本人が所有及び運	生計を一にする者	本人が所有及び運	本人が所有及び運

	転する場合	又は常時 介護する 者が運転 する場合	転する場合	又は常時 介護する 者が運転 する場合	転する場合又は生 計を一に する者若 しくは常 時介護す る者が運 転する場合	転する場合又は生 計を一に する者若 しくは常 時介護す る者が運 転する場合
視覚障害	1級から4 級までの各 級	1級から4 級までの 各級	特別項症 から第4項 症までの各 項症	特別項症 から第4 項症まで の各項症	障害等級 1級	障害の程 度A
聴覚障害	2級及び3 級	2級及び3 級	特別項症 から第4項 症までの各 項症	特別項症 から第4 項症まで の各項症		
平衡機能障害	3級	3級	特別項症 から第4項 症までの各 項症	特別項症 から第4 項症まで の各項症		
音声機能障害	3級(喉頭 摘出による 音声機能 障害がある 場合に限 る。)		特別項症 から第2項 症までの各 項症(喉頭 摘出による 音声機能 障害がある 場合に限 る。)			
上肢不自由	1級及び2 級	1級及び2 級	特別項症 から第3項 症までの各 項症	特別項症 から第3 項症まで の各項症		
下肢不自由	1級から6	1級から3	特別項症	特別項症		

		級までの各級	級までの各級	から第6項症までの各級項症及び第1款症から第3款症までの各款症	から第3項症までの各級項症		
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級	1級から3級までの各級	特別項症から第6項症までの各級項症及び第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第4項症までの各級項症		
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	1級及び2級				
	移動機能	1級から6級までの各級	1級から3級までの各級				
心臓機能障害		1級、3級及び4級	1級、3級及び4級	特別項症から第3項症までの各級項症	特別項症から第3項症までの各級項症		
じん臓機能障害		1級、3級及び4級	1級、3級及び4級	特別項症から第3項症までの各級項症	特別項症から第3項症までの各級項症		
呼吸器機能障害		1級、3級及び4級	1級、3級及び4級	特別項症から第3項症までの各級項症	特別項症から第3項症までの各級項症		

ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級及び4級	1級、3級及び4級	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症		
小腸の機能障害	1級、3級及び4級	1級、3級及び4級	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級	1級から4級までの各級				
肝臓機能障害	1級から4級までの各級	1級から4級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症		

- 備考1 体幹機能障害の項本人が所有又は運転する場合の欄の場合、身体障害者障害程度等級表の旧法の表示による4級についても減免に該当する。
- 2 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害のうち、上肢機能の項本人が所有又は運転する場合及び生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合の欄について一上肢のみに運動機能障害をもつもの並びに下肢機能の項本人が所有又は運転する場合及び生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合の欄の3級について一下肢のみに運動機能障害をもつものは、減免に該当しない。
- 3 戦傷病者手帳に記載されている障害の程度は、恩給法によるものは旧法によって表示されているので、障害の程度の判定に当たっては次の新法の表示との対照表を参考にする。

	恩給法別表第1号表の3(新法)	戦傷病者手帳の表示(旧法)	
	第1款症	第7項症	
	第2款症	第1款症	
	第3款症	第2款症	
	第4款症(減免に該当せず。)	第3款症(減免に該当せず。)	

- 4 減免の判定は、原則として障害区分ごとの障害の等級又は障害の程度により行うものとし、身体に複数の障害を有する場合は、障害区分ごとの障害の等級によらず、そ

れぞれの障害が身体障害者手帳の身体障害者等級表による級別欄に表示された等級を有するものとして判定すること。

別記様式(第6関係)

年度 軽自動車税減免決定通知書

年 月 日

大船渡市長

年度軽自動車税の減免について、申請に基づき審査した結果下記のとおり決定したので通知します。

記

標識番号		型式及び年式	
種別		車体番号	
用途		排気量・定格出力	
車名		型式認定番号	
減免決定額			円